

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	無線方式を用いた自動火災報知設備	
担当部局	総務省消防庁予防課	電話番号: 03-5253-7523 e-mail: k.arakawa@soumu.go.jp
評価実施時期	平成20年12月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 無線方式の自動火災報知設備の設置等を可能とするため、有線方式と同等の防火安全性能を十分に確保しつつ、無線方式の自動火災報知設備に求められる性能・構造を新たに定める。</p> <p>【内容】 防火対象物に設置する自動火災報知設備について、無線式の感知器等の技術上の基準を整備するために、関係省令を改正する。</p> <p>【必要性】 自動火災報知設備は、火災を早期に発見することにより、通報、初期消火及び避難誘導などの初期対応を迅速に実施可能となるよう設置されるものであり、火災発生時には確実に情報伝達することが必要である。そのため、従来自動火災報知設備の情報伝達手段としては、有線方式が用いられてきたところであるが、近年の情報通信技術の進歩等に伴い、有線方式と同等の性能を確保しつつ、より経済的で、防火対象物の利用形態の多様化にも迅速かつ弾力的に対応できる無線方式の採用が望まれている。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	消防法第21条の2第2項、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令、中継器に係る技術上の規格を定める省令、受信機に係る技術上の規格を定める省令
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	
	(遵守費用)	特になし
	(行政費用)	特になし
	(その他の社会的費用)	特になし
規制の便益	便益の要素	
	<p>【遵守便益】 自動火災報知設備の設置者にとっては、無線方式の自動火災報知設備は、屋内配線工事が不要となるため、特に既存の施設に新たに設備を設置する場合において、工事期間が短縮され、設置費用の低廉化が見込まれることから、特に小規模な施設の設置者にとって経済的な負担が軽減される。 また、自動火災報知設備の製造事業者にとっても、従来の有線方式のものに加え、新たに無線方式のものの製造が可能となり、商品開発の幅が広がることとなる。</p> <p>【行政便益】 新たに自動火災報知設備の設置が義務付けられたカラオケボックス等における円滑な同設備の導入の促進が期待される。</p>	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>今回の規制改正により、自動火災報知設備の設置者及び製造者に新たにコスト負担はなく、特段の行政費用の増加も見られない。一方で、設置者にとっては、特に既存の防火対象物に設備を新たに設置する場合における設置費用の削減という点で、自動火災報知設備の製造者には、製品開発の選択肢の拡大という点で、それぞれメリットがあると考えられること、従来の有線方式と比べ防火安全性能も同等であることより、防火対象物の利用者にとってもデメリットがないことから、本改正の内容は費用と便益の比較という観点で考えた場合、妥当であると考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	「ユビキタス機能を応用した高機能自動火災報知設備の開発に関する検討会」(委員長: 石井弘允 日本大学教授) 報告書	
レビューを行う時期又は条件	今後、無線方式の自動火災報知設備の運用状況をみながら、改善を検討していく。	
備考		